

## 議 事 録

会 議 名	令和4年 第10回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和4年10月25日(火)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川 幹雄 2番 三留 清一 3番 福岡 喜輝 4番 中村 基寛 5番 藤井 薫 7番 相田 孝 <div style="text-align: right;">計7名</div>		
欠席委員	農業委員：6番 金子 隆夫		
農業委員会事務局	事務局長：富田清彦 副主幹：渡辺和宏 主査：前田大樹 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人	無		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第4条の規定による許可申請について 日程 第3 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第4 非農地証明願について 日程 第5 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第6 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第7 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和4年 第10回定例総会を開会いたします。          欠席委員は、6番1名です。出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。          本日の議事録署名人に、5番と7番を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。          初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号60号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号60号を朗読)          (説明) 当案件は、位置図にありますとおり倉見地域内にある農業振興地域内農地1筆です。耕作者は譲受人含め4名で耕作しており、水稻や植木を作付けしております。また、譲受人はトラクターや耕運機等を所有しており、所有している農地を全て効率的に耕作しています。自宅から当該地までの通作距離は約900mで、徒歩約10分です。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員である私から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明いたします。</p> <p>会 長：事務局職員と現地確認しました。申請地西側は田、東側は譲受人の農地であり、植木の作付けを予定しているとのことで、周辺への影響はないと考えますので問題ないと思います。</p> <p>会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。          (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号60号について、</p>		

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号60号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、日程第2、農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号61号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号61号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地域内にある農業振興地域内農地1筆です。転用事業の内容は貸駐車場で、近隣の学習塾において、生徒を自家用車で送迎する保護者が増加しており、当学習塾から申請地を駐車場として利用したいと要望があり、所有者が申請地を自ら転用するものです。所有者は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、申請地の前面道路に給水管及び下水道管が埋設されており、500m以内に教育施設(旭小学校)と医療施設(神部医院)が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員の3番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

3番：10月12日に事務局職員と現地確認しました。申請地の西側は宅地、東側は駐車場です。南側に少し農地がありますが、周辺への影響はないと考えますので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号61号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号61号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、日程第3、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号62号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号62号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端農業振興地域内にある農地3筆です。転用事業の内容は、貸駐車場で、近隣の土木業者が現在使用している駐車場が使用できなくなることから、近隣で移転地を探してほしいと譲受人に相談があり、事業所に近い当該地について、譲渡人との間で所有権移転の話がまとまり、農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、申請地の前面道路に給水管及びガス管が埋設されており、500m以内に医療施設(横山外科胃腸科)と教育施設(南小学校)が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員の7番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7番：事務局職員と現地確認しました。申請地北側は倉庫、南側は駐車場です。

東側に道路を挟んで田がありますが、周辺農地への影響はないと考えますので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号62号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号62号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて、日程第4、非農地証明願について、議案番号63号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号63号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり小動農業振興地域内にある農地5筆です。申請地は少なくとも平成19年から道路または進入路として、農地法を良く理解しない状態で使用していました。その後申請者が相続財産管理人となり、農地法違反であることが判明したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、申請地の前面道路に給水管及び下水道管が埋設されており、500m以内に公共施設(小動北公園)と教育施設(旭ヶ丘中学校)が存することから第3種農地となります。農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとしました。

会 長：続いて地区担当農業委員である1番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：10月12日に事務局職員と現地確認しました。申請農地はいずれもわずかな面積で、現状道路や進入路等として使用されており、農地に戻すのは困難と考えますので、やむを得ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号63号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号63号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、日程第5、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号64号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号64号を朗読)

(説明) 当該地は小谷地区にある農業振興地域内農地の2筆で、現況については畑です。期間については5年間で、借り手はトラクターやハンマーナイフなどを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番：10月12日に事務局職員と現地確認しました。当該申請地は、以前から家庭菜園として数軒により耕作されておりましたが、最近は一軒のみの耕作となり、ほとんどが耕作放棄地となっております。また、申請地は袋

地のため接道がありませんが、今後の耕作には、囲繞地の小谷一丁目147番1の地主の承諾を得て通行するとのこと。以上のことから特に問題ないと思われま。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

4 番：借り手は、先月新規就農された方だと思いますが、新規就農面談会でも説明されていた有機栽培を当該農地で行うという認識でよいですか。

事務局：ご明察のとおり、有機栽培を行う予定であると聞いています。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号64号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号64号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて、議案番号65号及び66号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号65・66号を朗読)

(説明) 当該地は小動地区にある農用地区域内農地の2筆で、現況については畑です。期間については3年間で、借り手はトラクターやハンマーナイフなどを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である1番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：10月12日に事務局職員と現地確認しました。当該地は現況不耕作地であるため、今回利用権が設定されたことで、今後は耕作が行われ管理されると考えられるので、問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

7 番：借り手は有機栽培を行う予定であると聞いていますが、周辺の田への影響が心配である。

事務局：借り手には、周辺農地への影響が出ないように耕作及び管理等十分気をつけて行うよう指導いたします。また、現地調査等も随時行ってまいります。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号65号及び66号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、案番号65号及び66号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

次に日程第6、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告番号70号～72号の3件、日程第7、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告番号73号及び76号の4件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、議案書のとおり3件、農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり4件それぞれ届出がありました。

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

	<p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和4年第10回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和4年第10回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 藤井 熏 議事録署名人 相田 孝

本議事録は、令和4年11月25日、承認・署名を得て確定しました。